

令和 7 年第 1 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 8）

堺 市



# 目 次

	頁
議案第 39 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 40 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	5



令和7年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年3月25日

堺市長 永藤英機

議案第 39 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例



## 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 堺市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

## 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

12,500円	13,350円	14,200円
10,800円	11,650円	12,500円
9,100円	9,950円	10,800円

を

」

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施

行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

令和7年第1回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その8）

---

令和7年3月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号  
1-B2-24-0032

